



グラントントン致同 Japan Desk News Flash

2019 年第 29 号

今回のテーマ：税務調査リスクにご用心！税負担率が低すぎる！？

税務局は毎月企業の生産経営の実績に基づき、各業界の税負担を計算・分析する。各業界の税額は毎月一定ではなく、多少変化があるものである。税務局がこうした分析を行う目的は、前年同期或は同業界の税負担率を比較する事で、企業が売上を隠匿して売上増徴税を過小計上或いは仕入増徴税を過大計上しているか否かを判断する。増徴税税負担率が異常な場合、税収管理員が来社或いは貴社が税務局に訪問を行う必要があるかもしれない。

出典<億企贏財税>

主な業界の税負担率（2019 年）

増徴税税負担率

No.	業種	参考
1	農産物及び副産物・食品加工	3.50%
2	食品飲料業	4.50%
3	繊維（化学繊維）業	2.25%
4	繊維服装、皮革、羽毛（絨）及びその製品	2.91%
5	製紙・紙製品	5.00%
6	建築資材	4.98%
7	化学製品	3.35%
8	製菓業	8.50%
9	たばこ加工	12.50%
10	プラスチック製品	3.50%
11	非金属鉱物	5.50%
12	金属製品	2.20%
13	機械交通輸送設備	3.70%
14	電子通信設備	2.65%
15	工芸品及びその他の製造業	3.50%
16	電気機械及び機材	3.70%
17	電力、熱力の生産及び供給	4.95%
18	卸売業	0.90%
19	小売業	2.50%
20	その他	3.50%

企業所得税税負担率

No.	業種	参考
1	賃貸業	1.50%
2	専用設備製造業	2.00%
3	専門技術サービス業	2.50%
4	特殊設備製造業	2.00%
5	製紙・紙製品	1.00%
6	印刷及び記録媒体コピー印刷業	1.00%
7	飲料製造業	2.00%
8	製菓業	2.50%
9	畜産業	1.20%
10	通用設備製造業	2.00%
11	通信機器、PC及びその他電子機器製造業	2.00%
12	プラスチック製品	3.00%
13	食品製造業	1.00%
14	ビジネスサービス業	2.50%
15	その他製造業 - パイプ	3.00%
16	その他製造業	1.50%
17	その他建築業	1.50%
18	その他サービス業	4.00%
19	その他採掘業	1.00%
20	皮革、毛皮、羽毛（絨）及びその製品	1.00%
21	卸売業	1.00%
22	農産物及び副産物・食品加工	1.00%
23	農業、林業、畜産業及び漁業サービス	1.10%
24	木材加工及び木材、竹、藤、シュロ、草を使用する製品業	1.00%
25	小売業	1.50%
26	居住者サービス業	1.20%
27	金属製品業 - 滑り軸受	6.00%
28	金属製品業 - スプリング	3.00%
29	金属製品業	2.00%
30	建築資材製造業 - セメント	2.00%
31	建築資材製造業	3.00%
32	建設・据付業	1.50%
33	家具製造業	1.50%
34	コンピュータサービス業	2.00%
35	化学原料及び化学品製造業	2.00%
36	工芸品及びその他製造業 - 真珠	4.00%
37	手工芸品及びその他製造業	1.50%
38	廃棄資源及び旧材料のリサイクル産業	1.50%
39	非金属鉱物製品業	1.00%
40	繊維業 - 靴下	1.00%
41	繊維業	1.00%
42	繊維服装、靴、帽子製造業	1.00%
43	不動産業	4.00%
44	電気機械及び器材製造業	2.00%
45	電気、熱力の生産及び供給	1.50%
46	道路輸送業	2.00%

お見逃しなく

➤ 脱税を意図していなくとも、不要なトラブルを避けるべく、常に次のデータを分析する必要がある。

1. 課税収入（「増値税納税申告表」より取得）

課税収入増加率

$$= (\text{当期課税収入累計額} - \text{前年同期課税収入累計額}) \div \text{前年同期課税収入累計額} \times 100\%$$

2. 仕入増値税額（「増値税納税申告表」より取得）

仕入増値税増加率

$$= (\text{当期仕入増値税累計額} - \text{前年同期仕入増値税累計額}) \div \text{前年同期仕入増値税累計額} \times 100\%$$

3. 未払増値税額（「増値税納税申告表」より取得）

未払増値税増加率

$$= (\text{当期末払増値税額} - \text{前年同期未払増値税額}) \div \text{前年同期未払増値税額} \times 100\%$$

4. 弾性係数

(1) 控除弾性値 = $\text{仕入増値税増加率} \div \text{課税収入増加率} \times 100\%$

(2) 税収弾性値 = $\text{未払増値税増加率} \div \text{課税収入増加率} \times 100\%$

5. 税負担率計算

$$\text{増値税税負担率} = \text{当期末払増値税} \div \text{当期課税収入}$$

なお、「免除・相殺・還付」の方法を採用する製造業の場合、未払増値税は「輸出と国内販売との相殺による未払増値税」を含む。

$$\text{税負担率差額} = \text{税負担率} - \text{前年同期（或いは業界の平均）税負担率}$$

業界内の税負担率上限を上回る或いは警戒下限を下回る企業は、税負担率が異常であり、税務機関はこれらの企業に対して納税評価を行う。当然、企業の経営実績・利益状況などにより、企業ごとの税負担率には差異が生じる。

$$\text{企業所得税税負担率} = \text{年度未払企業所得税} \div \text{収入総額}$$

以上